

今治市河野美術館、今治城及び今治市玉川近代美術館に係る  
指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：教育委員会 文化振興課

今治市河野美術館、今治城及び今治市玉川近代美術館の予定者となる団体(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 施設の概要

今治市河野美術館

- (1) 所在地 今治市旭町一丁目4番地8  
(2) 施設の設置目的 今治市河野美術館は、学術文化に関する資料を収集管理して公衆の観覧に供し、あわせて調査研究ならびに保存顕彰につとめ、文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

今治城

- (1) 所在地 今治市通町三丁目1番地3  
(2) 施設の設置目的 今治城は、城郭の公開とともに郷土資料、美術品等の収集保管、調査研究及び展示を行うことにより文化向上に寄与することを目的とする。

今治市玉川近代美術館

- (1) 所在地 今治市玉川町大野甲86番地4他  
(2) 施設の設置目的 今治市玉川近代美術館は、学術文化に関する資料を収集管理して公衆の観覧に供し、あわせて調査研究ならびに保存顕彰につとめ、文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

2 申請概要

- (1) 申請受付期間 令和元年9月20日(金)～令和元年9月30日(月)  
(2) 申請者(1団体)

| 団体名           | 代表者名  | 住所           |
|---------------|-------|--------------|
| 一般財団法人今治文化振興会 | 檜垣 清隆 | 今治市旭町一丁目4番地8 |

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市河野美術館、今治市今治城及び今治市玉川近代美術館指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式(あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式)により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

| 審査項目及び審査基準  | 配点ウエイト        |
|---|---------------|
| 【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること<br>・利用者の平等な利用の確保  | (確保されない場合は失格) |
| 【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること<br>・施設の設置目的との適合性<br>・利用者に対するサービスの向上<br>・利用促進、利用者増への取組<br>・企画展への取組<br>・利用料金設定額<br>・その他新規、魅力的な提案の有無<br>・実現の可能性                  | 40点           |
| 【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること<br>・当該施設の管理運営に係る市の経費<br>・実現の可能性   | 25点           |
| 【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、<br>又は確保できる見込みがあること<br>・人的能力(管理運営組織)<br>・物的能力<br>・申請者の安定性、信頼性<br>・実現の可能性   | 30点           |
| 【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること<br>・地域貢献<br>収益の処分方法の提案<br>市内拠点の有無<br>雇用(地元雇用・再雇用)<br>・障がい者雇用への取組<br>・子育て支援への取組<br>・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組<br>・実現の可能性 | 15点           |
| 【Ⅵ】申請者の実績<br>・モニタリング結果  | 8点            |
| 【Ⅶ】全般<br>・申請者の取組み姿勢   | 25点           |
| 合計点数  | 143点          |

### (3) 審査結果

審査結果は、次表のとおりで、一般財団法人今治文化振興会を指定予定者として選定した。

| 団体名   | 一般財団法人今治文化振興会 |
|-------|---------------|
| 審査基準Ⅰ | 適正            |
| 審査基準Ⅱ | 32.8点         |
| 審査基準Ⅲ | 17.0点         |
| 審査基準Ⅳ | 24.6点         |
| 審査基準Ⅴ | 11.6点         |
| 審査基準Ⅵ | 5.0点          |
| 審査基準Ⅶ | 21.8点         |
| 合計    | 112.8点        |

○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。

○審査基準Ⅱについては、管理施設の有効活用方法や利用促進策、利用者に対するサービスの向上策など様々な取組みを計画していることは評価するが、計画実施にあたっては、各関係者、関係団体等との信頼関係を大切にし、計画の実現に向けて取り組んで欲しい。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（340,000千円（5年間））と同等であり、適正と認められた。  
（指定管理料基準額：340,000千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、長年の施設の管理運営実績や地域社会と構築してきた関係性に基づいた提案内容は、安定性・信頼性を得るものであると評価した。

○審査基準Ⅴについては、障がい者雇用や子育て支援策など、可能な範囲での取組みは一定の評価をした。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、設置目的や公共性が十分理解できており、信頼性や安定性もある。今後、各館が連携する事業や新しい取組みが生まれてくることに期待し、概ね高い評価をした。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、一般財団法人今治文化振興会を指定予定者として選定した。

また、一般財団法人今治文化振興会に対して、今後の業務実施にあたっては、SNSなどを活用し情報発信に努めるなど、より一層来館者が増加する方策や施設が活用される方策を検討していただきたい。また、現状に満足することなく、組織としてグレードアップした将来像を描きながら日々の業務に取り組んで欲しい旨の要望があったことを合わせて報告する。

※点数は各委員の平均値

#### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで